

| | | |
|-------|--------------|--------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 地域の活性化 / その他（農福連携） |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|----------|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 農福の輪を広げる人財育成推進事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（農福連携対策）】 | | | |
| アピールポイント | 農業労働力の確保と、障がい者の雇用促進等により共生社会へ貢献する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 農福連携に踏み出しやすい環境づくりと理解促進に向けた取組を進めるとともに、多様な人財育成により、農福連携の取組拡大を図る。 | 予算額(千円) | 6,221 | |
| | | 内訳 | 国 | 3,677 |
| | | | 県 | 2,544 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 ワンストップ窓口の機能を活かした取組拡大 (1) 農福連携推進会議の開催 (2) ワンストップ窓口の運営・支援 ・地域段階における連絡会議の開催（各県民局 年2回） ・福祉事業所データベースを活用したマッチング 2 農業者の理解度向上とメリットの発信 (1) J A 部会組織等を対象としたチャレンジ農福の実施（委託 10JA、計50件 実施件数5件／年／JA） (2) ノウフク J A S 取得や農福商品販売活動の推進 ・ノウフク J A S 取得に向けた講座の開催（年1回） ・農福マルシェの開催（年数回、6地域）（連携：健康福祉部） (3) 理解度向上のための情報発信 ・J A の広報やメディア等を活用した情報発信 3 農福ニーズをつなぐ人財育成 (1) 農業ジョブトレーナーの育成 ・国研修への派遣及び県養成研修の開催 ・地域段階セミナーの開催（各県民局 年1回） (2) 就農に向けた取組促進 ・農業経営士や農業法人と特別支援学校の教員等との座談会と農業検定の実施（連携：教育庁 年1回） | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 令和4～6年度 | 担当 | 農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4988、直通017-734-9473） | |

| | | |
|-------|--------------|------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 環境保全 / その他（生活環境） |
| 実施主体別 | 市町村 | |

| | | | | |
|--|---|--|---|--------|
| 事業名 | 農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】 | | | |
| アピールポイント | 水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。 | 予算額(千円) | 53,500 | |
| | | 内訳 | 国 | 26,000 |
| | | | 県 | 1,500 |
| | | | その他 | 26,000 |
| 事業の内容等 | 1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）%は、農業集落排水促進事業で助成 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区 | — | |
| 【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：2地区 2 関係市町村：平内町、鶴田町 | | | | |
| 実施期間 | 昭和58年度～ | 担当 | 農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555) | |

| | | |
|-------|-------------------------|---|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 | 環境保全 / その他(生活環境) ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道) |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 | |

| | | | | |
|---|---|----------------------------|---|---|
| 事業名 | 集落基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】 | | | |
| アピールポイント | 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 | 予算額(千円) | — | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 県営 国 50% 県 25% | — | |
| 【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和5年度実施計画等】 ※実施地区なし | | | | |
| 実施期間 | 平成13年度～ | 担当 | 農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555) | |

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | その他（情報発信等） |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|----------|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業（県単・継続） | | | |
| アピールポイント | 生産・流通・販売面において「攻め」の姿勢で新たな試みへの着手や創意工夫を凝らし、収益力を高めるとともに、地域の活性化などに貢献している生産者や団体等を表彰する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を目指す「攻めの農林水産業」の取組の拡大と定着を図るため、生産・流通・販売面において優れた取組を行っている生産者や団体等を表彰し、広く情報発信する。 | 予算額(千円) | 3,152 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 3,152 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 「青森県攻めの農林水産業賞」表彰の実施 「収益力強化部門」「農山漁村づくり部門」の部門別で募集 ＜表彰までのスケジュール（R4）＞ 7～9月 優良事例の募集（地域農林水産部へ提出） 10月 応募事例の提出（農林水産政策課へ提出） 12月 選考委員会 1月 表彰式</p> <p>2 「攻めの農林水産業」の取組や成果を県内外に情報発信・普及啓発 （1）「攻めの農林水産業」推進大会等の開催 （2）様々な広報媒体を利用した情報発信</p> <p>《事業実施主体》 県</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 平成16年度～ | 担当 | 農林水産政策課 企画調整グループ (内線4981、直通017-734-9457) | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備 | その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良） |
| 実施主体別 | 市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会 | |

| | | | | |
|---|--|---------|--|--------|
| 事業名 | 産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）（国庫・新規） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策のうち麦・大豆機械導入対策】 | | | |
| アピールポイント | 麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械等の導入等ができる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 計画的に国産麦・大豆の増産や安定供給を目指す産地に対し、計画の実現に必要な農業機械等の導入を支援する。 | 予算額(千円) | 19,156 | |
| | | 内訳 | 国 | 19,156 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>麦・大豆産地の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入、リース導入及び改良を支援する。</p> <p>※機械等ごとに50万円以上5,000万円未満 購入の場合は本体価格 リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 1/2以内 | ※ | |
| <p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。 2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 3 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等 | | | | |
| 実施期間 | 令和5年度 | 担当 | 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480) | |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備 | その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良） |
| 実施主体別 | 市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会 | |

| | | | | |
|--|---|---------|--|--------|
| 事業名 | 麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業】 | | | |
| アピールポイント | 麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 麦・大豆生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するために、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。 | 予算額(千円) | 22,990 | |
| | | 内訳 | 国 | 22,990 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 ※1 上限額 50ha未満 100万円 50ha以上～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を新たに導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>3 生産性拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース事業、改良について支援する。 ※2 機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。購入の場合は本体価格。リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>4 生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》 市町村</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 定額 | ※1 | |
| | | 定額 | 上限 10,000円 /10a | |
| | | 1/2以内 | ※2 | |
| 1/2以内 | 「新たな営農技術の導入」の事業費の10%以内 | | | |
| 【採択要件】 | | | | |
| <p>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和5年度 | 担当 | 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480) | |

| | | |
|-------|--------------------|-----------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | その他（施設園芸の燃料価格高騰対策の推進） |
| 実施主体別 | 県 / 農協 / 法人 / 任意団体 | |

| | | | | |
|--|--|---------|--|-------|
| 事業名 | 施設園芸セーフティネット構築事業（国庫・継続） 【施設園芸等燃料価格高騰対策】 | | | |
| アピールポイント | 燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。 | 予算額(千円) | 9,000 | |
| | | 内訳 | 国 | 4,500 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | 4,500 |
| 事業の内容等 | <p>1 支援内容 燃料価格が一定基準（発動基準価格）を上回った場合に、あらかじめ国と農業者が1：1で積み立てた資金から、その差額に補てんの対象となる燃料の数量を乗じた補てん金を交付する。</p> <p>2 対象燃料 A重油、灯油、LPガス及びLNG</p> <p>3 対象期間 原則として、11月から翌年4月までの間。ただし、産地の作型等を勘案して、10月から翌年6月までの間を対象期間として選択できる。</p> <p>4 発動基準価格（令和4年事業年度） A重油：81.6円/L、灯油：86.5円/L、LPガス：106.6円/kg、LNG：57.0円/m³</p> <p>5 補てん対象の燃料数量 原則として、当該月の燃料の購入数量の70%とする。ただし、燃料価格が急騰した場合や、当該月の平均気温が平年を下回った場合は、補てん対象の燃料数量は引き上げられる。</p> <p>《事業実施主体》 県農業再生協議会、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 1/2 | — | |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 3年間で燃料使用量を15%以上削減する「省エネルギー等対策推進計画」が策定されていること。</p> <p>2 野菜、花き又は果樹の施設園芸農家が3戸以上又は農業の常時従業者（原則年間150日以上）が5名以上であること。</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和5年度 | 担当 | 農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481) | |

| | | |
|-------|---------------------|------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | その他（経営所得安定対策の推進） |
| 実施主体別 | 県農業再生協議会／ 地域農業再生協議会 | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 事業名 | 水田活用の直接支払交付金【産地交付金】（国庫・継続） | | |
| アピールポイント | 「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援する。 | | |

| | | | | |
|-------|---|---------|-----|---|
| 事業の趣旨 | 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。 | 予算額(千円) | — | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | | | | | |
|---|---|------------------|---|-----|-------|--------|--|
| 事業の内容等 | 1 県段階 (単位：円/10a) | | | 補助率 | 標準事業費 | | |
| | | 対象作物等 | 要件 | | | 単価 | |
| | 県設定 | 飼料用米 (多収品種) ※ | ・ 3年以上の複数年契約 (R3からの継続・R5からの新規) ・ 生産性向上の取組 | | | 8,100 | |
| | | 大豆 | ・ 作付面積の新規拡大 要件：主食用米以外の水稲への輪作(前年大豆作付ほ場の2割以上) | | | 9,000 | |
| | | 子実用とうもろこし | ・ 作付面積の新規拡大 | | | 9,000 | |
| | | 新市場開拓用米 | 生産性向上の取組 | | | 9,000 | |
| | | 省力技術導入加算 | 次のいずれかに取り組んだ場合に加算 ・ 1筆概ね50a以上のほ場への自動水管理装置の導入 ・ 畦畔除去により1筆50a以上のほ場に拡大 | | | 21,600 | |
| | | 高収益野菜 | 取組面積の拡大・新規に助成 | | | 45,000 | |
| | | 契約栽培加算 | 契約栽培に取り組んだ場合に加算 | | | 27,000 | |
| | 国設定 | そば | 作付面積に応じて助成 | | | 20,000 | |
| | | なたね | 作付面積に応じて助成 | | | 20,000 | |
| | | 新市場開拓用米 | 作付面積に応じて助成 | | | 20,000 | |
| | | 複数年契約加算 | 3年以上の複数年契約 (令和5年からの新規契約分に限る) | | | 10,000 | |
| | <p>※多収品種の種子が入手できないなどやむを得ず多収品種による作付ができない場合は、特例置として主食用品種による作付けも交付対象。</p> <p>※県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある。</p> | | | | | | |
| | 2 地域段階 各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成 | | | | | | |
| <p>【採択要件】 対象作物の交付要件は、各地域農業再生協議会へ問い合わせてください。</p> <p>【令和5年度実施計画等】 大間町を除く市町村で実施予定。</p> | | | | | | | |

| | | | |
|------|-------|----|---|
| 実施期間 | 令和5年度 | 担当 | 農産園芸課 企画管理グループ (内線5070、直通017-734-9479) |
|------|-------|----|---|

| | | |
|-------|--------------------------|-------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 機械・施設の整備 | その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入 |
| 実施主体別 | 農協 / 個人 / 任意団体 | |

| | | | | |
|---|--|---------|--|--------|
| 事業名 | 特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続） | | | |
| アピールポイント | 特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。 | 予算額(千円) | 14,205 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 14,205 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 特産果樹導入型（新植に限る） (1) 生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 (1) 生産高度化施設の整備 雨よけハウス (2) 集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 (1) 品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） 《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 1/4 | — | |
| | | 1/3 | — | |
| | | 1/3 | — | |
| 【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和5年度実施計画等】 弘前市、黒石市、平川市、むつ市、八戸市、藤崎町、南部町、鶴田町 | | | | |
| 実施期間 | 令和3～7年度 | 担当 | りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492) | |